

ていくというためには、当分の間は生長量を伐採量が上回っておるわけでございます。

それから民有林におきましますところの伐採量と生長量の関係でございますが、昭和四十六年度におきまして生長量は八千二百三十三立方メートルでございまして、これに對しまして伐採量は四千七百七十三立方メートル、伐採量は生長量の五十一パーセントに達してまいりました。生長量の今後の推移は漸減してまいります。昭和四十六年度をピークにしまして、この昭和四十六年度は一億九百七十七立方メートルとなる見通しでございますが、このように年齢が非常に不正なためにその後次第に減少してまいりまして、昭和四十九年度には九千九百二十三立方メートルとなるわけでございます。

一方、伐採量は年々増大いたしまして、昭和四十六年度には九千四百三十四立方メートルとなりまして、ほぼ生長量と均衡する見通しでございます。

このわけは国有林と逆でございまして、民有林はいわゆる薪炭林が非常に多かったわけでございまして、そういった意味では天然林も樹齡が若いわけでございまして、また造林地も比較的多いわけでございまして、非常にそういった幼齡の造林地が多いという点が特徴でございまして、したがって、生長量は比較的旺盛でございまして、けれども、まだ伐採できる樹木が非常に少ないというところが生長量を下回っておるという理由でございまして。

国有林と民有林とを分けて申し上げましたけれども、概略を申し上げますと以上のとおりでございまして。

○野坂委員 お話がございましたが、これの約六割、国有林の伐採量が生長量を上回っておることはそのとおりだと思ひます。しかし、一応計画として九十六年というところで四段階に分けて林野庁は計画を提出していらっしゃるのですが、原則的に伐採量というのには生長量と同じような比率といひますか、生長量だけ伐採するというように各県

なり森林組合に御指導をなさっておりますか。どういふふうな指導をされておりますか。

○福田政府委員 原則といたしまして、生長量に見合う伐採量が望ましいわけでございまして。ただし、その場合には一年生の木から、伐採できずたとえは四十年生、五十年生までの各年齢の段階の木がまんべんなく同面積にあれば、これはいわゆる法正林と申しておりますけれども、そういう状態にございまして生長量イコール伐採量ということになるわけでございましてけれども、国有林のように非常に伐採に適した年齢をこえた木が多いところ、逆に民有林のように非常に若い樹齡の林が多いという状態にございまして、必ずしもそういうふうな理想的な生長量イコール伐採量というわけにまいらぬものでございまして、適正な、いま申し上げた法正な状態に持つていく間、暫定的に伐採量が生長量を上回つてまいり、あるいはそれを下回つてまいり、前者は国有林の場合でございましてけれども、後者は民有林の場合でございまして。ただし、これは日本全国をおしなべて申し上げたわけでございまして、それぞれの地域におきまして国有林の場合には八十、民有林の場合には二百五十六の地域に分けまして、さらにそれをいろいろと細分いたしまして、具体的に現地に即しまして、全体としてはそういう方向に持つていくために計画的な施策をするよう指導してゐるところでございまして。

○野坂委員 全国的に各県とも十分承知をしていらっしゃるように、また掌握をしていらっしゃるようにお答えをいただきました。非常に明快なお答えだと思ひますけれども、それぞれの、たとえば私は鳥取県の出身ですが、鳥取県にはそのような指導をして、生長量が幾らで伐採量は大体昭和四十六年度でどの程度だったか、民間の場合、それと、あなたが指導されたとおりになっておるだろうか。私は十分承知しておりますが、いまのお答えをいただきますと、全体的に非常に具体的に明確に把握をしておられるようでありますから、お答えをいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいまここに鳥取県の場合の資料は持つてきてはおりませんけれども、鳥取県の中におきまして、民有林の場合におきましては、その地域の地域森林計画というものをつくつて、知事が具体的に施策の方針を定めておられます。また個々の山を持つておられます人たちは、それに基づきまして森林施策計画というものをつくつておられます。それで計画的に伐採し、計画的に造林するような指導をしておるわけでございまして。ただ、個々の人たちがつくりますところの森林施策計画というものは、必ずしもまだ一〇〇パーセントはおりませんけれども、そういうものが共同してできた場合には、補助なり融資なりそういう税制で優遇するような措置をとりながら、こういふ計画的な伐採なり造林ができるようになつておることを私たちは念願し、指導してゐるわけでございまして。

国有林の場合におきましては、ただいま申し上げましたように、それぞれの地域の計画に基づきまして、営林局長あるいは営林署長が業務計画というものをつくつて、これに基づきまして計画的な伐採あるいは造林をしてゐるわけでございまして。

○野坂委員 それは掌握をしていらっしゃるのですか、営林署の業務計画、伐採計画というものをあなたは全部。

○福田政府委員 五年に一度、地域施策計画というものを国有林の場合にはつくつて、これは十年計画でございまして、それに基づきまして営林局長が営林局五年計画をつくりまして、また営林署、三百五十一ございまして、それがそれぞれの営林署の業務計画をつくるわけでございまして。これは営林署がつくり出すのは五年計画でございましてけれども、それは毎年つくるようにいたしております。いわゆるローリングシステムというふうになつておるわけでございまして、それに基づきまして伐採、造林、林道、治山等の仕事を営林署の場合は実施してございまして、その全体は、林野庁の業務課業務課で掌握してゐるところでございまして。

○野坂委員 業務課が把握をしておられることは、あなたは全部把握をし承知をしておると、こういうふうな確認をしてよろしいですか。

○福田政府委員 三百五十一の営林署の伐採、造林が、私自身の頭の中に全部入つてゐるというわけにございまして、林野庁におきまして予算を決定いたします場合には、必ず三百五十一の営林署の計画を各営林局が、十四ございまして、それを通してあげておられますから、そういう資料は全部準備し、その内容に基づいて予算を決定し、指導してゐるところでございまして。

○野坂委員 それでは、書類的にも現実に把握をしておるというふうな了解をします。

あとで具体的にそれらの開発の問題なり売り上げの問題なりお尋ねをしたいと思ひますが、たとえばわが県、鳥取県の場合は生長量は百七万でございまして、切られておるのは大体三十万程度でございまして、国有林の場合、三分の一になりますね。全国的なものが経済面なりあるいは国土保全、水資源涵養あるいは観光、こういうものの二つの側面を持つておる森林資源、林業というものの、今日も木材価格は高騰を続けておるわけですが、そういう民有林の指導——国有林はあせつてそういう抑制策として切られる場合があるけれども、いままでは天然林を切つて人口造林をして、今日失敗したという経験を林野庁は持つてゐる。したがって、そういう民有林は、なぜあなた方が指示し指導しておるようには生長量と伐採量というものが並行してゐないのか。九十六年の計画はどうでも立つと思ふのです。どうでも立つ。しかし、今日の現状から見ると、そういう方向、若年林とばかりは言ひ得ないと思ひますね。そういう県別に適正に行なわれておるかどうかは御検討になつたことがございまして、民有林の場合にはもつと切られるではないか。切らない原因は一体何なのか、こういう点についてお尋ねをしたい。

○福田政府委員 先ほど申し上げましたことは、

全国一般的な傾向として生長量と伐採量の関係を御説明申し上げたわけでございますけれども、ただいま先生御指摘のように、個々の場合について見ますならば、民有林は若齢な森林が多いとはいえないが、やはり適伐——たとえ杉でございませうれば四十年生、場所によって違いますが、四十年ぐらいたちますと、それを過ぎた五十年あるいは六十年、七十年という森林もあるわけでございしますが、そういったような森林は計画的に伐採し、それを計画的に造林すべきではないかという御指摘であらうと存じます。これにつきまして、民有林の場合におきましては、鳥取県なら鳥取県、地城森林計画、それぞれの県がつくり出す地域森林計画に基づいて、それぞれ個々の山持ちさんが森林施業計画をつくるわけでございますけれども、このつくる度合いはまだ一〇〇%ではございませぬし、また、つくりました場合には、特に数人共同してこれが計画をつくった場合には、さらに先ほど申し上げましたような助成の道をいろいろ講じているわけでございます。

〔山崎（平）委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、なかなかその伐採あるいはそれに従う造林が進まない原因としては、たとえば労働力の不足であるとかあるいは外材の輸入に押されての材価の低迷という時期もあったとか、あるいはその他のいろいろな原因があるわけでございします。そういったようなことの一番大きな原因の一つはやはり労働力の不足でございします。民有林の労働力対策ということにつきまして、御意指導あるいは予算措置等を講じてまいっておるところでございますが、確かに御指摘のように、計画どおりに伐採され、計画どおりに造林されていないという現実のあることは否定できない問題点でございます。

○野坂委員 民有林の場合はどういう人が切らないのかということを知りたいのです。たとえば民有林の場合は全国的に千四百万ヘクタールぐらいですかね、国有林が八百万、公有林が二百万として、その中で二百五十六万戸の林家数があるとい

うふうに林野庁は示しておられます。この中で一ヘクタール未満の方々が百四十二万戸、五ヘクタール未満の皆さんが八十五万戸、林家数は五ヘクタール未満の皆さんが大体八八・七%と承知しております。そのとおりだと思いますが、そのとおりかどうか。違ったら指摘をいただきたいと思っております。その方たちが切らないというのではなしに、わずかに二%程度の林家の皆さんの木が切られていない。その原因は労働力の不足と、そしてもう一つは何ですか、二つ言われたと思いますが。今日の木材の高騰、しかも産地国の輸出制限というような実情から、国の政策としてどうあらねばならないか。また、そのためにはどうしなければならぬか。その対策と指導性はどのように具体的に浸透しておるのか、その度合を数字をもってお示しいただきたい。

○福田政府委員 ただいま数字をあげてお話しございましたが、先生御指摘のとおりでございます。確かに九割近くというものは、約九割でございますが、零細つまり五ヘクタール未満の山林の所有者でございます。いま申し上げました計画を比較的によくつくっているのは比較的規模の大きい人たちでございます。こういう人たちは二十年とか三十年単位で伐採できますから、相当大きい面積を持っているならばそういう計画伐採ができるわけでございます。したがって、こういう計画のでき

方も、計画的な仕事の実行のやり方も、わりあい大きな規模の山林の所有者の人たちはよくいってありますけれども、いわゆる五ヘクタール未満、一町歩程度というところはなかなかそういう計画施業が適用しにくい問題があるのでございます。そこで、どういった対策を講じているかという問題があるわけでございますが、一人では少ないわけでございますけれども、何人か集まればその面積は比較的多くなるわけでございます。そこで、従来は数人共同して施業計画をつくった場合にはいろいろ補助なり税制なりあるいは融資なりについて優遇する条件を与えておったわけでございます。ところが、数人共同と申ししましても、

一人の人が持つておる山を全部出さなければならぬという制度でございします。そこで、一人の人が五、六カ所に分散して持つておる場合もございします。あるいは十数カ所を持つておる場合もございします。集めても団地が飛び飛びになるので、なかなか施業計画がうまく進まなかったという問題もございしました。親会社、子会社とかあるいは親類関係だけとはまともな進みず、なかなかまとまらぬというので、四十八年度から全部出さなくともいい、一部でもいいから団地としてまとまっています——具体的に申し上げますと、約三十町歩くらいあれば計画施業はできるといふふうに判断できますので、持つておる森林の一部でもいいから出し合って、属地的にまとまれば、少なくとも三十町歩程度まとまれば、計画的な施業ができるということを考えまして、四十八年度からは、そういうものに対して同じように優遇措置を講ずる制度を実施しております。したがって、今後はそういう零細な人たちにたいがいは、今後はそういう零細な人たちにつきまして、この計画制度が浸透していくというように期待しているわけでございます。

その場合に、いまお話がございました山を持つておる人が、みずから労働力を提供しても間に合わない場合はお互いに労働力を提供し合おう、たとえば森林組合の労働班のような組織を強化してまいらなければならぬ、こう思うわけでございします。そこで、現在はそういったこと、だいたい森林組合の労働班の数もふえておりますし、その組織率も上がってきておりまして、こういった面で雇用の長期化、安定化ということも促進されつつありますので、いま申し上げた零細な人たちに對しては、特にそういう組織を通じて計画伐採と計画造林を遂行してまいりたい、こう思っておりますのでございします。

○野坂委員 私の質問以外のところを非常に御丁寧に御説明をいただきましたが、私が特に質問をいたしましたのは、約九〇%の方々は小林家です。その九〇%の皆さんの持ち山というのは約二

百三十一万ヘクタールにしかならない。だから、千四百万町歩持つておる皆さん、具体的に言ううと、公有林を差し引いて千二百万町歩持つておる大きな山林地主、山林家、林業家、こういう皆さんについては、具体的に生長率と伐採量というものが合っていないんじゃないですか。だから、そういう方々に対する指導性がどこまで徹底しておるのか。言うなれば、あなたは一応は全国のそういう点についても業務課等を通じて、林政部等を通じて総括していらっしゃるのですから、そのことについて、大きな林業家に対して、今日の社会情勢から見て、国土の保全なりあるいは水資源の問題なり環境保全の問題等を含めて十分に切り出すことができないではないかということが常識的に考えられます。私たちが歩いてみても、百年、百五十年たった民有林の太木というものがそびえ立っています。生長量というものは百年もたてばそうあるわけじゃないですから、それについての処置、指導、そういうことがどのように徹底しておるかというのを私は聞いておるのです。その方たちの伐採量は少ないのです。

○福田政府委員 いま御指摘の相当大規模の森林の所有者、その中には個人として持つておる人もございしますし、会社組織もあるわけでございしますけれども、こういう大規模の森林所有者のほうは、むしろ施業計画の編成率は零細なものよりは高くなっております。したがって、その計画的な施業に基づいて計画伐採、計画造林をしているという統計もあるわけでございします。ただいま御指摘ございました百年、百五十年たっているというふうな例は、主として造林地等の場合にはきわめて少ないと思っております。むしろ天然林などの場合にはそういったところがあると思っておりますが、広葉樹林とか、針葉樹の一部まじったようなそういった地帯につきましては、施業林は別としまして、林道等の施設がございしますれば、やはり改植計画等に基づく造林を進めておるのが実態でございします。そういう個別の計画をつくる人たちに對しましても、計画伐採の認定がございします

ば、やはり同じように優遇措置は講じているわけ
でございます。やはり百年以上、二百年というよ
うないま御指摘のありましたところは、天然林が
主であろうと思います。造林地につきましては、
そういう百年以上というのはきわめてまれなケー
スしかないというふうに私は記憶しておるので
ございます。

○野坂委員 そういふ施策計画に基づいてなか
か実施ができないというお話もありましたが、そ
れは労働力の不足が一番大きな原因だ。なぜ労働
力が不足しているのですか。

○福田政府委員 重要な点の御指摘でございます
が、私たちの判断では、労働力が最近減少してま
います原因は、特に山村地帯におきましますところ
の林業労働に従事しております人たちの賃金の水
準なりあるいは社会保障制度の適用なりというも
のが、ほかの産業に比較いたしますとおくれてお
るという点が大きい原因であると思っております。都
市から森林に遊びに行く人は多いわけございま
すけれども、森林地帯の中で働くということの希
望が少くないというのとはまた違った問題でござ
いまして、そういう意味では、この山林において
働く人たちの労働条件、労働環境の整備というこ
とに全力をあげていかなきゃならぬということ
は、御指摘の点については基本的な点であらうと
いうふうに考えております。

○野坂委員 労働条件の整備と労働環境の整備を
しなければ労働力の不足は充足できない、こうい
うお話がありました。

そこで、労働条件は今日幾らでこれからどのよ
うにするのか、労働環境というものをどのように
これから現実に指導を具体化されようとしておる
のか、伺いたい。

○福田政府委員 ただいま私どもが各県に対しま
して指導しております要点を申し上げますと、一
つは、森林の作業に従事する期間をできるだけ長
期にするということでございます。御承知のよう
に、林業労働は、春の植栽時期、夏の刈り払いの
時期は非常に忙しくて労働力がたくさん要るわけ

でございますけれども、冬の時期には逆にそうい
う労働力は必要でなくなるということもございま
して、季節的な原因によってその需要のアンバラ
があるというところに一つの大きな原因がござい
ますので、この季節を通じていろいろな作業を組
み合わせて、年間働けるように、つまり長期間働
けるようにということで、現在では百八十日以上
働いた者に対してはいろいろその退職の際に手
当を支給するという制度も一つございまして、

それからもう一つは、ある場所からある場所に
移動していく、そして年間働けるようないわゆる
流動化の問題が一つございまして、林業労働に従
事する人はその場所からなかなか動きたくないとい
う一つの家庭的な条件もございまして、できる
だけ隣の村とかあるいは隣の近い県のところへ移
動して働くというところによって、年間働けるよう
な条件をつくり出すということに対しての指導
の予算もつくっているわけでございます。

それからまた、この労働する場合に、いろいろ
と施設の関係、たとえば宿泊の簡易な設備である
とか、あるいは移動する際の車の問題であるとか、
あるいは安全作業を考へてのチェーンソーに
対するいろいろな対策とかいう点で、そういう
環境改善について予算措置も講じておるところで
ございます。

そういったようないろいろの対策を講じまし
て、できるだけ長期間安定して作業できるように
環境をつくりたいというふうに考えておるわけ
でございます。

○野坂委員 百八十日間の労働日数、これを目標
にしておるといふことでありますが、民有林を中
心に働いておる山林労働者の皆さんは、労働条件
といえは、社会保険ですね、厚年とかあるいは失
業保険とか、労働災害は、これは強制加入ですか
ら。したがって、この隣の村というものをへ移っ
ていく場合には、事業主もかわってきますから一応
切られますね。そういう林業労働者の社会保険と
いうのは、今日全国的にどの程度入っておるの
か。掌握されておるのか。

それから、今後、林業労働者の名のつく者が全
部社会保険を享受する——いまあなたがおっしゃ
るように、労働環境と労働条件の改善は自信を
もって進めようということでありまして、いつこ
ろそれは完全にやれるのか。問題は、労働力が不
足になれば資源の確保は困難になるわけでありま
すから、具体的に大体いつを目ざしておるか。

いつやるか、このしですか。聞きたい。

○平松説明員 先生御指摘のように、林業労働者
に関する社会保障の適用につきましては、適用
の状況が非常に不十分でございまして、先生御指
摘の労働者災害補償保険につきましては、強制
加入でございまして、ほとんど全部が加入して
おるといふ状況でございまして、失業保険につ
きましては四十六年の九月末現在で約四万名
足らずというふうな状況でございまして、それか
ら政府管掌の健康保険が、これは統計の関係で農
業、漁業も含んでおるわけでございますけれども、
大体六万六千名程度、厚生年金保険がやはり六万
名程度というふうな状況でございまして、

それで、先ほど長官から御説明いたしました就
労長期化対策というところで、現在は百八十日以
上の就労をしておる人に退職する際に手当を支給す
るというふうな制度をやっておるわけでございます
が、これは四十五年に発足をいたしましたわけでご
ざいまして、御存じのとおり、失業保険について
は年間二百五十日以上就労しないと対象にならな
いというふうな状況でございまして、林業労働
者でできるだけそういう状況に近づけていくとい
うことで、最初百五十日以上から始めまして、毎
年、年間十日ずつ繰り上げるといふようなこと
で、二百五十日に近づけてまいりたいというよう
な形で運用をいたしていただいております。失
業保険につきましては、五十一年の一月までに、
どういふふうな形で農業、漁業とともに林業につ
いて失業保険を適用できるように改善するかとい
うようなことについて、結論を得るといふような
ことになっておるわけでございますから、私ども
のほうのほうに労働者とも協議をいたしまして、

その方面の準備を進めておるわけでございます。
○野坂委員 失業保険は、五十一年度までに労働
省と話し合ひして善処する、こういうことでございま
すね。

いまの賃金なのですけれども、いまの賃金は非
常に低賃金だと私は思っておりますが、あなたは
どう思われますか。

それから、老齢化、婦女子化ということが最近
非常に進んでおる。それは、低賃金であるし、労
働環境が悪い、労働災害が多い、こういうことに
起因しておると思ひますが、どうですか。

○福田政府委員 賃金の水準について申し上げま
すと、先ほど申し上げましたように、ほかの産業
に比べて条件が悪いというふうにお答えしたわけ
でございますが、民有林労働者の賃金の実態につ
きましては、労働省の林業労働者職別賃金調査、そ
れから農林省の農村労働者の職別賃金調査、それ
から農林省の農村労働者の職別賃金調査、それ
から農林省の賃金実態調査等ございまして、これら
をもとにして、この推移を見ますと、民有林労働
者の賃金の、伐木業の四十六年の平均が千八百
六十五円、これが四十六年では二千六百八十一円
となつております。ただ、造林手の平均は、四十
三年が千五百四十四円、四十六年が二千二百五十七
円というぐあいに上がつてきておりますが、伐木
に対して造林は低いという状態でございますし、
参考までに建設の屋外作業というものが、昭和四
十三年千七百五十六円、四十六年の二千六百五十
円というのに比べて、おおむね伐木業については
これに近い数字でございまして、なお、参考まで
に農業賃金の平均は、四十三年が千二百四十一円
で、四十五年までしかわかりませんが、四十五年
は千六百一十一円というふうになっておるのが実態
でございます。

なお、これは民有林の関係でございますが、国
有林野事業につきましては、いわゆる基準内賃金
と基準外賃金とございまして、基準内賃金につ
いては、民有林労働者と大体バランスがとれておる
模様でございます。

○野坂委員 高齢化、婦女子化ということについて……

○福田政府委員 平均いたしまして毎年一歳ずつ高齢化しておりますが、私の記憶では、大体平均四十一歳から四十二歳くらいになっておるといふふうに記憶いたしております。なお、男性が少なくなつて、女性の占める割合が多くなつておることも実態でございます。

○野坂委員 いまのお話がありましたように、白書も述べておりますが、だんだん高齢化しております。四十歳以上というのが六三%にもなっております。こういう事情は、後継者に対して非常に疑問を抱かなければならぬ。それは、いまおっしゃったように、非常に労務費が安い、そして、社会保険等がそれにかかつていないというところに一つの大きな問題がありますし、他の産業の労働者の賃金と比較して安いために、異常に県外にその地域から流出をして、過疎化現象を招いておる。こういうこともやはり林政の根幹に触れる問題であると同時に、国全体の問題として考えなければならぬ、こういうことになると思います。

いま林野庁長官からお示しをいただきましたように、建設業者とほとんど同じ、こういうことです。この間から何回も本委員会でも、きょうは申し上げませんが、いまチェーンソーを使って白ろ病になつておる。だから、そういうきたない、しかもきびしい、しかも労働災害の非常に多い林業労働者をやめて、安全な場所へ逃避するのは人間の当然の姿だと思つておるのです。そのためには、いまの二千六百八十一円では、二十四日間で六万四千円にしかなりませんね。さすれば、ほかの業種の場合にはそれに加えてボーナスというものがあつたといふ生活一時金といふものがある、補助金といふものがある、そういうものが全然ない。そうすれば異常なほど他の産業の労働者に比べて賃金の格差がある、こういうことになつておるのです。それについては、国有林も民有林の労働者の皆さんと同じ程度だといふことでなければ、全体的にボーナス等含めてレベルアップをしていか

なければならぬんじゃないか、こう思つておるのですが、どうでしょう。

○福田政府委員 先ほど民有林のことを少し詳細に申し上げまして、最後に国有林のことにも触れたいわけでございますが、国有林の場合には常用作業員、次いで定期作業員という制度があることは先生御承知のとおりでございますが、大体国有林の場合の基準内の賃金、つまり手当を除いたものが、いま民有林の賃金に、大体職種別に見ますと匹敵しているわけでございます。ただ、常用作業員あるいは定期作業員等につきましては、程度の差はございますけれども、手当の制度がいろいろございます。それを比べますと、国有林と民有林を比較して、民有林のほうが劣つておるといふのが実態であります。したがって、昭和五十一年までにそういつた問題についての解決をはかるべく、四十九年度はその調査費を計上しているのもそのためでございます。そういう内容でございます。

○野坂委員 喫緊の問題ですから、いまは昭和四十八年度でございますから、目標は五十一年ですと非常に問題があると思つておる。いまの問題は、労働力が不足するわけですから、五十一年といわず、できるだけ早目に、そういう点については来年度でも問題を解決する、一つずつ解決をする、こういう姿勢のほうが林野庁長官としては正しい姿勢だ。調査を待つてというよりも、毎年将来の施策計画なり業務計画等についても全体的に把握されているあなたなんでしょうから、その骨幹である、もとのところは林業労働者だと思つておる。そういう方々の実態を知らないはずはないと思つておる。あと三年もかからなくても、来年からそういう点については、少なくとも失業保険等は全国的に実施をする、こういう姿が望ましいと思つておる。いかがお考えでしょうか。

もう一つ、国有林の常用の皆さん——定員内の皆さんは非常に違うわけですが、常用の皆さんも必要であるわけですから、しかも民有林の場合でも百八十年を将来二百日あるいは通年というよう

なかつたように持つていきたい、こういうあなたの考えですから、国有林に従事しているそういう常用の方は、定員内に繰り入れるべきではないか、こう思つておるのですが、どうでしょう。

○福田政府委員 調査しておると申し上げましたのは、失業保険の問題でございます。主管官庁としては御承知のとおり労働省でございます。その辺との連絡を十分保ちながら、ぜひ五十一年度には満足できるように調査をしていろいろの、いまの失業保険の問題でございます。なお、退職手当の問題につきましては、先ほど三項目あげて最初に申し上げました百八十年以上上だんだん上げておられますが、離職率の二五%という問題がございまして、だんだんに年間に働く日数を多くして、今度は百八十年以上上となつておるわけでございますが、そういう人たちに對しては、国、県、市町村、事業主等が持ち寄り退職手当を支給している。少しずつ、実はそういうことをやっておるわけでございます。基本的にいま申し上げたように、労働省との連絡をとりまして、実現できるように調査をいまやっておりますのでございます。

国有林の問題につきましては、ただいまのところでは、定員内職員に繰り入れておられますのは、主として機械に従事いたしておられますところの作業員を二千七百名繰り入れたわけでございます。なお若干残つておる問題があるわけですので、これも早急に繰り入れを実施したいと思つておるわけでございます。

それから、常用作業員全般の問題につきましては、これは関係各省ともたいたいいろいろ折衝しておるところでございますけれども、常用作業員全般の問題につきましては、常勤制を付与する問題と、定員内に繰り入れる問題と、二つの解決方法がございまして、関係各省と折衝しておるところでございます。

○野坂委員 林野庁長官としては、あなたの所管下にいらつしやる労働者の皆さんですから、定員内に繰り入れるという立場で関係諸官庁と話し合

いをしておるでしょうね。これが一点。

それから、確かに失業保険の問題については労働省の所管です。たいへん失礼をいたしました。しかし、それに対して実態を労働省以上にあなたのはうは把握をされ、掌握をしておられるわけですから、すみやかに資料等を提供して善処することが国の行政としては望ましいと思つておるのですが、その点、具体的にどのような努力をされているか。五十一年といわず、四十九年にも実施をするという体制は、親である林野庁の長官としては進めていないのかどうか。他の所管であつてもあなたに一番大きな責任がある、こういうふうに私は思つておるのです。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございます。定員内の繰り入れの問題につきましては、私は定員内職員と定員外の現場作業員と比べて、現場で働く人たちの労働力の強さとかあるいは環境の問題を考えると、先ほど申し上げましたように、山に若い人がとどまらないという実態がそこにあるわけでありまして、これはむしろ、定員内職員以上に処遇の方法を考えてやらなければいけないというふうに思つておるわけでございます。

それから第二の問題につきましては、労働省の所管事項でございますから、労働省にまかせて私は知らぬというわけではございません。ただいま労働問題の小委員会も林政審議会の部会の中につくりまして鋭意検討を開始しておるところでございます。早急にこれは結論を出していただきたい、こう思つておる。

○野坂委員 農林大臣がお見えになりました。お尋ねをいたしますが、いま林野庁長官からお答えをいただきましたように、国有林に働く定員外の労働者、特に民間の林業労働者も、これから通年労働という姿に変えて、少なくとも長くて五十一年には実施をするということでありまして、できるだけすみやかに実施をするということでありまして、そういう定員内繰り入れの問題については、これから関係会議等で問題になろうと思つておる

が、林野庁長官が姿勢を示されたように、そういう必要な人員といひますか、現在働いておる労働者の皆さんは合理化をするということではなしに、定員内に繰り入れる、そうして将来の林業経営の遺憾なきを期する、こういう立場で定員内繰り入れを実現するように農林大臣としては胸をたたくて責任をもつて善処されますか、どうでしょう。

○樞内國務大臣　林野庁長官のほうよりお答えをいたしておるのでございますが、私としては、定員内であらうが定員外であらうが、林野関係の労働者の処遇改善の上に常に細心の注意を払い、向上につとめるといふ姿勢をとるのは当然のことであると思います。

ただ、機械要員の定員内に持つていくことにつきましては、これは方針をはっきりさせておるわけでございますが、その他の作業員につきましては、他の場合にも同種の労務関係者がございするので、特に林野関係だけを別に扱うということにむずかしい点のあることは、野坂委員にも御了承いただきたいと思います。

○野坂委員　農林大臣はいつも比較的姿勢は正直でいいんですが、何か自信のなさそうな答弁ですね、常に。だから、私は努力します、しかしこういう点についてはどうもぐあいが悪いというようなことではなしに、やはり農林大臣というのはそういう意味の最高責任者なんですから、明確に、林野庁長官もあなたを補佐する立場で、その点については善処したい、^今言うておるのですから、すっきりした御答をいただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○福田政府委員　ちよつと前もつてお話ししておきます。

これは公務員制度全般に関する問題でございます。私は先ほど前例を尽くして申しましたが、機械要員の問題については先ほどお答えしたとおりでございますが、非常に公務員制度全般に関する問題でございますので、大臣もこのようなお答えをされたと思います。よいい御説明かもしれません。

んけれども、私からも一言申し上げておきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣　お答えしにくいところをずばりとお答えしなければならぬようなことなのでございしますが、ただいま長官から言われたように、公務員制度の中で考えなければならぬ点もございしますので、気持ちとしては処遇の改善、向上につとめたいということでございますが、私ただ自分の所管だけがいいということではなく、私としては全般的な向上を望む中で解決をしていきたい、こういうふうに考えます。

○野坂委員 いま、農林大臣、あなたもおいででお聞きをいただいたと思うのですが、労働力が不足をしておるために林業の振興がはかれないし、そして国の資源というものがさらに充実強化できないうち、しかも外材等の輸入は規制をされる。そういう事態のあるときに、その原因が労働力の不足にあるということになれば、一体なぜなのか。そ

これは賃金が低いからだ、労働環境が悪いからだ、条件も悪い。したがって、その条件を引き上げ、環境をよくしなければ林業労働者というものは集まってこない。さらに国が直営をしておる国有林に働く労働者がそのような姿であるならば、さらに問題は大きいであろう、こう思うのです。そして、それを引き上げて、他に働く民間林業者、そういう労働者の皆さんも同じ業種でありますから、高めていかなければ、将来の林政というものに重大な結果が出てくる。九十六年までの計画策定があつたにしても、いつも計画とおりになつてこないというのが今日の農林省がすべて掌握しておる実態なんです。だから、そういう点について計画どおり進めるその根本である労働問題を解決することは何よりも私は重要だと思ふのです。そのことはわが委員会でも何回となく与野党を通じて同僚の委員がきびしく追及をし、あなたの善処を求めてきたんです。だから、そういう公務員全体の問題がある、こういうことでお逃げにならないで、少なくとも農林省は大蔵省よりは上だといふくらいな、胸を張って、総理府なりあるいは大

蔵省なり関係省庁に對して、櫻内農林大臣を信頼して働いておる多くの農林労働者の皆さんにこたえていただきたい、私はそう思うのです。その期待にこたえますかと、こう聞いています。

○櫻内内務大臣　林野行政の中の問題点は野坂委員が御指摘したとおり、また本委員会ではしばしば論議をされておるとおりで、私はその点は全く同感であります。

しからば、その中で最も重要な労働力を確保する問題、その処遇の改善についてはどうか、こういうことになってくるわけでございまして、その改善のために鋭意努力しておることは実績が示すのでございますが、皆さま方の御満足を得ておられないということも十分承知しております。しかし、鋭意努力しておるということは、これは皆さん方のほうでも、その努力が多いか少くないかは別として、努力をしておるということについては御了解がいただけると思うのであります。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕
しかし、いま非常に私がお答えしにくいのは、ここで何か非常に理想を高くお示しをして、しかもそれがすみやかに解決ができるように申し上げていくのがいいのか、しかし、私としてはあらゆる努力をいたし、処遇の改善、向上につとめていくというじみちな方向で答えるのがいいか、これは私としては答弁に非常に苦慮するところであります。しかし、私としてはじみちにお答えしませんが、そして成果をあげるほうがいいんではない

か、こりいうことで、そのお気持ちの点は十分わかりまするし、方向についても御指摘のとおりだと思っておるのでございますが、ただ、行き方が遺憾ながらじみちな行き方をお示ししておるのので、皆さん方から御批判をちょうだいするのでございしますが、それかといつて、ここで何か非常に飛躍的な方向をお示するというのはかえっていかがかという気がするので、御了承をいただきたいと思ひます。

○野坂委員 成果をあげるという答弁がありました。したがって、農林大臣のいままでずっととつ

それから、国有林の場合は原則的に直営だと思
います。直営をすることが正しいと私は国有林の
場合と思いますが、これからの方向というのはどう
いう方向をたどっていくようにお考えでございま
すか、また指導されるつもりですか。

○福田政府委員 国有林の経営につきまして、

いろいろな機会におきまして、お静慮をお願いしております。最終的には昨年の十二月に総理大臣の諮問です。最終的のところの林政審議会からその機関でございますところの答申をいただいたわけですが、今後の方向といたしましては、その答申を尊重いたしましたして、これを実施に移してまいりたいということでは四十八年度のご予算で実施し、なお四十九年度の予算でもこれを行

で、直営が原則であるかどうかという問題につきましましては、逆に直営直用の問題と直営請負の問題があるわけでございます。これはやはり一般論として、原則として直営であるとかあるいは原則として請負であるとかという点につきましまして、いろいろと林政審議会の中でも論議されたことではございますし、この委員会の場においてもたびたび、あるいはほかの委員会でもお答えし、御意見をいただいたところでございます。

その結論は、この現地の実態に即して、いずれの場合におきましても国民全毅の皆さんの納得のいくいい直営直用であり、いい請負でなければならぬということでございます。要するに、これは日本全国一律にきめる問題じゃなくて、その地域地域の実態に應じてその沿革を考え、今後の方向をきめてまいりたいというふうにいま考えているところでございます。

○野坂委員　私は今度の法律等の動きから見まして、大体民間に、たとえば伐採にしても、造林にしても、労務班というのを森林組合併助成法等

から見てつくって、それへ移行していくという傾向が強く、できるだけ人数を減らし、国の場合、そうして下請に出すという傾向が強まってくるのではないかと、そういうことになると、決して信頼をしないわけではありませんが、たとえれば手抜きとか、いろいろなことを御心配にならなければならぬ。それよりも、直営直用のほうがはるかに信頼性もあるし、安心をして労働力の確保ができる、こういうぐあいに私は思うのです。だから、その方向を、地域地域の特殊性と実情によって違ふと思うのですけれども、原則的にはその方向がよいのではないかと、これを提言しておるわけですから、どうでしょう。

○福田政府委員 この問題につきましては林政審議会におきましても非常に時間をかけて議論されたところがございます。結論についてはただいま申し上げたところでございますけれども、ただいま御質問のございました森林組合の労働班については、これを導入する考えかという御質問でございますが、これはそれは考えておりません。森林組合の労働班については、森林組合の育成強化のために必要なものでございまして、国有林にそれを積極的に導入するという考えはたまたま考えておりません。

○野坂委員 私は原則を一つ一つきちんとしておきたい。そうしなければ、あてもない、こうでもないという役人さんのそのときどきに応じた対応策というよりも、原則はこうだけれども、こういうメリットがあつてこうしました、こう言つていつも大臣はメリットを盛んに強調されますね。だから、あなたは言うなればその補佐官なんですから、そのメリットも考えてやる。

○福田政府委員 これは非常にむずかしい御質問でございます。原則論へいきましても、森林は国営にすべきか、民有にすべきかということが非常にむずかしい問題であると同様、経営形態につきましても、直営直用を原則とするか、あるいは地元関係の労務を主体にした従来からある請負を原則にするかという反対の議論が出るわけでございます。したがって、私の考えとしては、その原則論というのはそういうところにあるのでなく、やはり直営直用が持つていまいところもございまして、しかし、硬直的な面もございまして、そういう点は実態に即して判断しなければいけません。それは直営直用を無理にふやすとか、請負を減らすということは考えていません。やはり国営の経営については、国営の中に働いている公務員ばかりではございせん。やはり昔から国有林に對して働いている地元の人たちがそれで生活してきたという実態も現にあるわけでございますから、やはり国有林の公務員だけが国営の仕事をするという原則は考えなければならぬと思うのでございまして、昔から働いている地元の人たちの労働関係、その組織もよく考えて両方の立場を尊重していかねばならぬと、やはり地域の実態とそこの地域の沿革に基づく判断であるというふうに思いますが、能率性の原則であるとか、あるいは公益性の原則というものがございまして、直直か請負かというものは、原則というふうに考えたくないと実は私は思つておるところでございます。

○野坂委員 時間がありませんから、その議論をしようとは思いません。ただ、私は、国の仕事は国家公務員がやるし、県なり町村の仕事は原則的には地方公務員がやって、足らざるところは他から補つて、臨時その他下請で行なう。たとえば清掃もそうだけれども、他の下請に出さざるを得ない、こういう実態があるというところは私は否定をしないのです。だから、地域の実情と地域の実情と、地域の労働者の生活の確保という意味では、私は決してあなたの意見というものは否定しておりません。しかし、国有林全体の経営は国が責任を持つんだから、これを施業し進めていくというものは、国家公務員なりあるいはその直用という原則を踏まえながら他で補完をしていく、そして地域の実情とそれに合わせていく。数学でも定理もあれば公式もあつて、それを

当てはめていくというのがわれわれが学問をしてきた原則なんですから、そういう意味で私は原則をお尋ねしておるのです。どうですか。

○福田政府委員 その仕事の内容を見ますと、国有林の場合は伐出事業というものがやはり問題でございまして、仕事はいろいろございまして、のたまたま御指摘のございましたように、国有林のたまたま経営計画全般あるいは事業計画全般については国が責任をもつて行なわなければならぬ、こう思つております。しかし、実際の作業の経営形態については、いずれの部門が担当するかというところは、仕事の性格によって造林事業もございまして、治山もございまして、あるいは林道工事もございまして、現に治山事業であるとか林道事業というものは請負形態が主体でございまして、そういう面を勘案いたしますと、いま御指摘のようによ、計画部門については責任をもつて国がやらねければならぬというところは当然でございまして、けれども、作業の実行はどうするかという経営形態の問題につきましては、ただいまお答えしたとおりでございます。

○野坂委員 いずれ議論はいたしますが、私はそういう考え方を進めるべきだ。責任を持つならば、その責任をさらに強化をして、むだのないように、またいらうことのないように措置をするところが国有林行政としての基本的な態度であらう、私はこう思います。十分御検討いただきたいと思つて、善処をしていただきたいと思つて、私は、それは、あなたがそういうことをおっしゃいますからお尋ねをしますが、たとえば下請に出されること十分というところが措置をされておるかということになる、下請業者は——いわゆる国土保全なり環境保全というものが中心に直営直用の場合は考えられますね。そうだと思いますが、どうですか。下請業者の場合は、そういう国土保全なり山をいためない、こういうことが原則でいけますか。それとも利潤ということが考えられますか。どっちなんですか。

○福田政府委員 下請という場合におきましては、下請を受けた業者のほうから見ますならば、企業形態でございまして、利益追求ということに走りやすいだろうというものは通常の形態だろうと思つて、ですけれども、治山事業におきましては、特にこれは仕事の内容自体は公益的な性格の最たるものでございまして、一般会計導入についても、治山事業につきましては、一〇〇%一般会計財政負担にしなければならないと考へていくべきでございまして、したがって、その実行の計画につきましては、御承知のとおり、五カ年計画に基づきまして非常にこまかにこれを計画いたしております。実行する場合には、監督指導を厳重にしてこれを指導しておるところでございますから、そういう治山事業のような場合におきましては、いまだにそういう指導監督、管理と申しますか、そういう点に配慮していかなければならぬ、こう思つております。

○野坂委員 私は原則を聞いておるのに、ずいぶんおこたわりになりますけれども、公益的機能を有する山林ですから十分管理指導するということがなんでしょう、公益的機能を有するために、資金に目をくれないで一生懸命に山の意義を知つておるの、そういう下請の皆さんよりも直営直用、そして命令どおり、あなたの方が心配ないようによまかきりである直営直用のほうが利益がありまふね。そうだと思うのです。下請の場合は、何か手抜きでもありはせぬかというふうな、目を三角にして見ていなければ自信が持てないということになる、国有林を造林するのにとつちがいいでしょうね。

○福田政府委員 いま治山事業についての御指摘がございまして、造林事業につきましてもやはり同じことが言えると思つてございまして、造林事業につきましても、直営直用の形態もございまして、やはり昔からのそういう地元の人たちを中心とした請負の形態もございまして、特に造林の場合につきましては、会社形態もございまして、愛林組合というぐあいに、昔から山火事の

場合に発動協力してくれたり、災害の場合に協力してくれたり、特に地元の人たちは国有林を非常に大事にする、愛する気持ちを持っていることは、これは定員内、定員外の国有林事業に従事する公務員にも負けないものがあるんじゃないかと思っております。やはり先祖代々山を守ってきた人たちの団体でございます愛林組合は相当造林の面にも協力しておるものでございますから、そういったことも考えますと、この形態につきましては必ずしも直営直用ばかりではなくて、山を大事にするという点からいけば、地元の関係はもちろんです、山へ行く人たちが全部がそういう意識を持ってもらわなければならぬと思うわけであります、少し言い過ぎではございますが、最近都会から山へ行く人たちが高山植物をとったり、いろいろなものをとったりする、ほんとうに山を愛しているのかという気持ちを持っております。それは取り締まるというよりはやはり教育の問題でございます。国民全体がそういう面について関心を持って、山を愛し協力してもらわなければならぬと思うわけでございまして、これは直営直用、請負以前の問題でございます。

○野坂委員 山を愛するということ意味でなかなかきびしい態度でけっこうなんです、そういう下請業者もいると思うのです。そうでない下請業者もいると思うのです。直営直用の場合は、そういう心配はないということは一〇〇％言えますね。下請をする場合は、国としては失業保険や厚生年金のそういう社会保険関係のいわゆる労働条件も入れて契約をされるでしょう。契約をなされますか。どうですか、そういうことも勘案して。

○福田政府委員 御指摘のとおり、契約いたします場合には、いろいろとそういう条件がございします。○野坂委員 下請業者が労働者の皆さんをお使いになるときは、その厚生年金なり社会保険の分はあなた方が見て下請に出すわけですから、それが支払われていないという事実がありますが、御

存じですか。○福田政府委員 ただいまそういう具体的な事例は承知いたしておりませんが、そういう点があれば、これは是正していかなければならぬ、かように思います。

○野坂委員 そういう事実があります。あとで調べをいただければよくわかると思いますが、非常にそれは多いのです。だから、社会保険をかける、そしていまお話があったように、五十一年まで失業保険等をつけるというような事情もこれあって、そういう労働者に対しては厚生年金なり失業保険なりそういうものはつけていない、これは下請業者の中に入っている、こういう事実があります。ありますから、そういうことを考えると、あなたが先ほど言われた、ほんとうに山を愛する、あるいは気持ちはどうか、やはり業者の長たるものは利潤の追求ということを考えておるといふふうに私は言わざるを得ない、こう思うのです。その点については十分検討されて善処をいただかなければなりません。そういう点は約束できますか。

○福田政府委員 それは御指摘のとおりでございます、そういう点は指導し、善処してまいりたい、かように思っております。○野坂委員 具体的に申し上げますと長くなりますから、また失礼に当たりますから、あとで十分調査をしていただきたいと思います。それから、それから、いまの林業労働者ですが、国有林の労働者を含めて非常に合理化のことを心配していますね、首切りを。年々人数が計画の中でも減るよう書いてありますね。それで困るのです。その原因としては赤字だということが盛んにいわれておるのです。いま特別会計もありますが、赤字、黒字でいうと、大体どのようになっておりますか、六十四億円程度ですか。現金の場合はどう関係ないと思えますか。○福田政府委員 お答えいたします。四十五年から特別会計の収支がアンバラになっ

てまいりました、現金収支差は四十五年は二億の黒字でございますが、損益では二百二十五億の赤字、四十六年は現金収支差では二百二十五億の赤字でございます、損益では三百五十六億の赤字となっております。四十七年の決算によりまして、現金収支差は五十億の黒字でございます、損益では四十三億の赤字というふうになっております。

○野坂委員 累計はどの程度ですか。○平松説明員 四十七年度末の現金剰余金の累計が百七十七億でございます、損益上の利益の積み立て金累計は四百四十六億になっております。○野坂委員 それは赤字ですか。○平松説明員 黒でございます。

○野坂委員 それでは特別会計には十分余裕があつてはたばたしないでもよい、こういうことになりませんか。○福田政府委員 利益が出た場合には、いま損益の上で二分の一は利益積み立て金に入れることになっておりまして、その累計をいま申し上げたわけでございますが、これは相当大災害が出たときとか何かのときに取りくずすという制度になつておるわけでございます。現金の積み立てにつきましてはそう大きな余裕はないわけでございまして、四十七年度は材価の高騰もございまして、現金収支差は黒でございますが、損益の面では相当赤字になっております。現金の積み立てはさほどございません。

○野坂委員 私はしろろとですかよくわかりませんが、そういう黒字の半分は災害のための積み立て金ということですが、赤字とおっしゃったのは、何の赤字ですか。○福田政府委員 利益積み立て金とそれから特別積み立て金と二種類ございまして、利益が出ました場合には、半分は利益積み立て金、残りの半分は特別積み立て金としまして、前の利益積み立て金の場合におきましては、たとえば伊勢湾台風とか大きな災害が出たときにそれをくずすというふうな制度になつておるわけでございます。特別積

み立て金のほうは、これに見合う現金をためておき、それが持ち越し現金でございますが、その累計でございますが、そういう制度になつておりまして、これはいろいろと翌年の予算編成の際には一般会計に繰り入れるなりあるいは特別会計に繰り入れるなりして活用するものでございます。ですから、利益の半分をいま申し上げたように利益積み立て金あるいは特別積み立て金とする制度に実は特別会計制度はなつておるのでございします。

○野坂委員 特別積み立ても黒ですね。で、国有林をよく払い下げをしたり売られたりしますね。丸太あるいは製品等も売られますね。その点については、ここ数年間どの程度売られて、民有林をどの程度お買いになつておりますか。○福田政府委員 これは国有林野の活用に関する法律の第八条によりまして、売り払いをいたしましてその収入を民有林野の買入れに要する経費に充当するという規定がなされておるわけでございます。

そこで、四十六年度と四十七年度を申し上げますが、売り払いの実績は、面積にしまして四十七ヘクタールと三百八十四ヘクタールとそれぞれなつております。金額にしまして四十六年が四億七千二百萬、四十七年が三十億六千五百萬でございます。

一方、民有林野の買入れの実績でございますが、これは民有林野整備と保安林整備と両方の事業がございまして、累計で申し上げますと、面積としまして四十六年が五千二百十ヘクタール、四十七年が二千六百九ヘクタール、価格にいたしまして四十六年が八億七千四百萬、四十七年が四億四千六百萬、以上のとおりでございます。○野坂委員 あなたの御説明によると、売ったほど買つてはいない。そういうことになりませんか。四十六年に活用法というのが国会で通つておりまして、売っただけは買えと書いてありますが、そういう点についてはどうお考えですか。売り手がないのですか。

○福田政府委員 活用法のあれでいきますと、売った場合にそれを財源にしまして、それで保安林の買入れの経費に充当するということになっているわけでございます。また、それに付帯した事業も行なえるというふうになっております。

これは四十六年に比べますと四十七年は、面積にすると、売った面積よりも買った面積が大きいのですが、金額にすると比較的減っておりますわけですが、これは四十七年の財政の事情が相当困難であったという点にも原因はございます。しかし、これは一年、二年の問題ではございませんで、全体をプールして長期的にはやはり国有林野を出した分と購入した分とがバランスがとれるように考えていかなければならぬというふうに思っております。半年度よりもむしろ長期的な視野でこの問題を解決していきたい、こう思っております。

「坂村委員長代理退席、委員長着席」
○野坂委員 私は専門家のあなたからそういうことを聞くとは思わなかったのです。いま一番国民の中で関心事であり問題になっておりますのは、与野党を通じてゴルフ場の問題がここの何回となくこの委員会でも議論されました。土地の買入れ占めですね。たとえば栃木県等は渡辺さんから話があらましました。ゴルフ場が社会問題になってきた、こうあなた方もこれに書いておるじゃないですか。そういう問題について将来の見通しをしてということですが、一般の諸君も金になくなって売らなければならぬという姿が部落有林等にはたくさんある。そういうものを買ったらどうかという話をすれば、これは十億円しか予算がないから買えない。また、前のほうは買えないし、うしろの人跡未踏というところではなければならぬか買えない、こういう話なんです。そうすれば、もし金がないとしても、現金も利益積み立て金も特別積み立て金もないにしても、いま経営がたいへんであれば、再評価をすれば国有林野というものはものすごい値段になりますね。だからそういう意味で一般会計から繰り入れるなら繰り入れをして

やる。公共事業の八割も繰り延べをする時代なんですから、そうしなければ物価の抑制はできぬのですから、そして民有林の虫食いの状態になっておるのを国有林で埋め合わせるべく、こういうことになれば、最も国策なり国民の期待にこたえるのだと思っております。そういう意味で、将来の計画と言われますけれども、将来の展望をするためにもそういう民有林があれば、また売った値段がそういうことであれば買おうべきだ、こう思うのですが、どうでしょう。

○福田政府委員 その点はまことに御指摘のとおりでございます。国有林がこの土地を売ります場合の原則は、活用法にもございますように、公共事業、具体的な例を申し上げますと、道路の場合であるとか墓地であるとか最近公園緑地もございまして、そういう公共的な面においてのその地域の市町村なり県なりの施設に提供する場合でございます。しかし、農業のいわゆる構造改善事業に対する活用であるとかあるいは畜産に対する草地の活用ということが大部分でございます。ですから、ただいまお話がございましたゴルフ場とか、そういう私企業のために土地の売り払いなり貸し付けなりということとはたまたま行なっておりません。

将来の問題といたしまして、現在保安林整備臨時措置法というのがございます。これは来年の四月一ばい切れるのでございますけれども、そういう制度もございまして、これを延長して、むしろ脊梁山脈地帯の保安林の買入れ等についてはこれを積極的にやってみようかと思っております。

○野坂委員 民有林の場合がそういうふうなゴルフ場等に化けておりますから、そういう点については林家の皆さんが財政的に非常に苦しくなってきたて売らなければならぬというようになったときには、あなたは指導して、そういう点については大幅に少しは借金をしても買う、こういう姿勢がおりますか。

○福田政府委員 特別会計制度がしかれてからも

う二十数年になるわけでございますけれども、ただいまでは、独立採算の制度ということから見まして、赤字だから土地を売らんだとか、赤字だからどうこうというのではございせん。もうすでに治山事業にしましても、来年度の予算にはそれ以外的大幅な一般会計の負担を要求しておるところでございます。基本的には赤字だから売るといふことではなしに、先ほど申し上げたように、公共的な面については土地利用の全般の総合判断の上から、そういうことを管林署あるいは管林局だけの判断でなくて、国有林の管理審議会というふうな第三者を入れた機関で決定をいたしまして、森林経営上支障がない場合出しておるわけでございます。ですから、そういうことを考えまして、民有林を買い上げる問題につきましても、特にそういう治山治水に必要なら、ただいま一号から三号までは国土の保全あるいは水資源涵養の重要な地帯でございますので、その買入れの措置の法律の延長なりあるいは予算措置を講じてまいることを積極的に考えておりますし、四十七年度の予算にもそれを編成いたしております。

○野坂委員 林業の専門家が聞きますと、あなたの意見は非常によくわかると思うのですが、この委員会の議場を通じて国民にもわかってもらいたいと思っております。私は農林大臣に非常に平易にお尋ねをしますからお答えをいただきたいと思うのです。

いまの日本の社会情勢というのは、非常に物価が上がって国民は政治不信におちいっております。それはここにいらっしゃる皆さんでもそうだと私は思うのです。だから、抑制をするために公共事業の繰り延べもやむを得ない、こういうのが実情だと思っております。そこで、部落有林等お持ちの民間の林業家は、特に小林家は、その林野について非常に苦しんでおる。しかし、それを企業等に売れば、利潤追求が先に立って、国のために、国民のためにならぬ、そう考えている。したがって、できるならば公共性、公益性のあるところに買って

もらって、そして林業を続けてもらいたい、そして

て経済面では木材の需要にこたえてもらいうるが国民として正しい道であらう、こういうふうに考えております。しかし、自分の経済が窮乏し逼迫をすれば、財産をも離さなければならぬという時期があります。その場合に地方自治体なりあるいは国がそれにどう対処するかということについて私は聞きたいのです。国の場合は、そういう面でも、ある程度時価で引き合ひ引き合ひないという場合もありましようが、将来の展望で、ここに書いてありますように、そういう木材等の国土資源あるいは国土の保全、こういうことを含めて林野行政を推し進めることが正しいと私は思いますが、そういう場合には思い切った国有林として民間の森林を買い上げる、原野を買い上げるという措置に踏み切っても、田中内閣の人気はよくこそなれ、悪くなることはないと思っておりますが、櫻内農林大臣の見解を承りたい。

○櫻内国務大臣 ただいまの御質問に直接お答えする前に、ちょっと御参考までにお聞きを願いたいと思うのであります。

それは先ほどから御質問のございました国有林野の活用に関する法律に伴う措置でございますが、昭和四十七年度において売り払って収入を見たものが三十億六千五百万円ある、買入れは四億四千六百万円である。非常に不均衡でございます。こういうような面から、いま御指摘のような小林家の民有林の売り払いがあれば、この点からいえば買入れの余地が十分あるのでございまして、これは私としてはどんどん買おうべきものであると思っております。また、基本的に、ただいま御質問のように、民間において国あるいは地方自治体等で民有林を買ってほしいというところについてどうかたえていくか、私としてはそれは国として買入れる財政力があれば買おうが好ましい、このように見ております。

○野坂委員 非常に明快でありました。それで、話がぎりぎりになってまいりますとすぐ金の話になりまして、えらい申しわけありませんが、四十七年度三十億程度も売られたのです

が、売られる場合にはそれぞれ立ち木、用材です
ね、あるいは製品、これは三つの種類があります
ね。一般競争入札、そして指名競争、随意契約と
ありますね。私は県会におるときには一般競争入
札が原則だと法律で定められておるといふように
承知しておりましたが、そういうふうな考えでも
よろしうございませうか、どうでしょうね。

れを促進してきた結果が、そういったような結果
に出てくるわけでございます。

それから製品に引きましても、これは立木処分
ほどではございませんけれども、やはり随意契約
の比率が、原則論という点から見れば、比較
的多いわけでございますが、その中で特に地元工
場に対する廃材であるとか、あるいはパルプ材に
対する供給であるとか、あるいはその他の用途の
指定材、これが比較的多く占めておったものでご
ざいます。

先ほど申し上げましたように、販売問題につ
いては改善計画の中の非常に大きな柱でございま
すので、この公売と指名競争と随意契約のあり方
について、基本的な改善計画をただいま立案して
いるところでございます。

○野坂委員 一般原則は競争入札ということ
をいま確認をしました。

ここに資料を持っておるのですが、これは四十
五年しかありません。この間たしか衆議院の農林
水産委員会に要求しようとして四十六年まで出た
と思うのですが、これの一般競争入札というのは
四十五年で全国的には一七・六%だと私は思っ
ておるのです。それから指名競争入札というのは一
〇・六%で、随意契約は七一・八%で、随意契約
がほとんどを占めておる、こういうことになって
おるようですが、一般競争入札が原則であるにも
かわらず、なぜこのような姿になっておるのだ
ですか。ほとんど用途指定だけが随意契約という
ことに聞いておるのですけれども、用途指定ばかり
なんですか。

それから随意契約につきましても、用途指定材
については非常に批判もございます。しかもこの
制度というのは非常に古くからありまして、最近
は非常に事情が変わっているということもござい
ますので、この用途指定材の大部分については廃
止したいというふうに考えております。

おるといふことがわかっておるのです。手元に
あります。あとからお示ししますがね。そういう点
については、たくさんこの随意契約の中に包蔵さ
れておる。あるいは会計検査院が指摘するよう
に、問題点が非常にあるのです。しかも七二%、
おそらく大半は随意契約なんですからね。一方
は赤字で困っておる、こういうことなんです。た
とえば一般競争入札は、昭和四十五年で、計算を
私はゆりべしてみますと、一立方メートル当たり
七千七百九十七円、指名入札は三千九百二十八
円、随意契約は二千八百三十八円。随意契約等は
約三分の一程度にしか金額はなっていない。それ
から、製品販売の場合も、一般競争は一万七千五
百二十円なんです。指名競争が一万三千四百五十八
円、随意契約が一万三千三百七十四円、こういう
ふうになっておるのです。だから、なぜこ
ういうふうな価格の差があるのだろうか、指名競争
の場合と一般競争の場合は、立木でこんなにも差
があるのだろうか。一体なぜだろう。だから、敷
札その他について、高ければいいというふうな
かっこうで、昔のことばでいう談合といひます
か、話し合いといひますか、そういうことでは
なっておるのだろうか。国民はこういう点につ
いては非常に疑惑を持つと思うのです。だから、
会計検査院等も、非常に不明快だ、不明朗だ、こ
ういふ指摘があつておるわけだ。だから、そう
いう点についてはどのようにするのか。いままで
ずっと数年間あつたことなんです、全部これを見
ますとね。これをどういうふうにし、善処して
これらようとしておるのですか。金額が違い過ぎ
るような気がしてなりません。

○福田政府委員 確かに御指摘のように、その内
訳を見ますと、原則である一般競争入札よりも随
意契約が多くなつておるといふ場合がございま
す。特に、立木で売ります場合とそれから素材で
売ります場合と二色ございませうが、立木で売ら
す場合のほうがその随意契約の比率が多くなつて
おるのでございます。

その理由をいたしましては、最近、いわゆる林
相改良事業としまして広葉樹林の中で比較的品質
の悪いものを、早く針葉樹林のような品質のいい
ものに切りかえようという、いわゆるそういう拡
大造林を実施しておるケースがございませうが、そ

それから製品の販売の場合は、そういう用途指
定もないと思うのですが、一般競争が三三・八%、
指名競争が一八・六%、随意契約が四七・六%、こ
ういふふうになっておるわけですね。林野のこう
いうふうな販売方式については、会計検査院からま
で指摘をされていまして、そういう点について
は、やはり混乱をきたしたときは原則を踏まえる、こ
のことが一番正しいのじゃないですか。むしろそ
のことがよつて木材の高騰を招くということであ
るのかどうか、その点もあわせ伺いたい。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございます。
原則をいたしましては、一言で申し上げますと、
やはり販売につきましても競争原理を導入してい
くという考え方でございませう。一般公売につ
きましても、いま申し上げましたように、全国一本
の一般公売というものはなかなかむずかしい問題で
ございませう。というのは、大資本が来てこれを独
占するといふ危険もあるわけでございますから、や
はり地元対策を考えますと、たとえばアウトサイ
ダーに限定した、従来もらつていないような人た
ちに対する公売であるとか、あるいはある一定規
模以下の人たちに対する公売であるとかいう、そ
ういふ意味での限定公売というのは研究する必要
があると思つております。

○福田政府委員 確かに御指摘のように、その内
訳を見ますと、原則である一般競争入札よりも随
意契約が多くなつておるといふ場合がございま
す。特に、立木で売ります場合とそれから素材で
売ります場合と二色ございませうが、立木で売ら
す場合のほうがその随意契約の比率が多くなつて
おるのでございます。

したがういふことは、一般公売のあり方、随意契約
のあり方については、四十八年度以降でございま
すが、急激なる改善をしようと思つておるわけ
ですが、この死活的問題になりますので、でき得れば
この三年ぐらいを目安にしてこれを切りかえてま
いりたい、こう考えておるところでございます。

○野坂委員 いまのお話では、具体的にいうと、
随意契約というものがだんだんなくなつてくる、
用途指定をやめて、また一般競争をやると問題だ
から指名競争でいきたい、こういうことですか。

○福田政府委員 確かに御指摘のように、指名競
争というのは、従来の例を見ておりますと、談合
を誘発する危険があるわけでございます。したが
ういふことは、公売、随買、指名のうち、指名は徐々
にこれを整理しておるところでございます。いま申
上げたようないろいろな方法を考へておられますけ
れども、原則に従つて公売の数量をふやしてい

○野坂委員 いまのお話では、具体的にいうと、
随意契約というものがだんだんなくなつてくる、
用途指定をやめて、また一般競争をやると問題だ
から指名競争でいきたい、こういうことですか。

○福田政府委員 確かに御指摘のように、指名競
争というのは、従来の例を見ておりますと、談合
を誘発する危険があるわけでございます。したが
ういふことは、公売、随買、指名のうち、指名は徐々
にこれを整理しておるところでございます。いま申
上げたようないろいろな方法を考へておられますけ
れども、原則に従つて公売の数量をふやしてい

○野坂委員 いまのお話では、具体的にいうと、
随意契約というものがだんだんなくなつてくる、
用途指定をやめて、また一般競争をやると問題だ
から指名競争でいきたい、こういうことですか。

○福田政府委員 確かに御指摘のように、指名競
争というのは、従来の例を見ておりますと、談合
を誘発する危険があるわけでございます。したが
ういふことは、公売、随買、指名のうち、指名は徐々
にこれを整理しておるところでございます。いま申
上げたようないろいろな方法を考へておられますけ
れども、原則に従つて公売の数量をふやしてい

く。そういう方法でいくことを検討しているわけ
でございます。ただ、隨意契約で売りましましたもの
と公売で売りましましたものと、価格の問題の御指摘
がございますけれども、それは、時と場合により
ますが、概して競争に出しますものは素材の場合
ですと、銘木に近い、いいものはできるだけ公売
に回す、買取りのない質の悪いものは隨意契約
でいくという、結果から見るとそういう傾向が相
当あるわけでございます。ですから、公売に回す
ものと隨意契約に回すものとの間には、物の違いがあ
るといふことが価格に影響している場合がござい
ますが、これは一般的な言い方でございまして、
御指摘の点についても問題があれば、それは十
分検討してまいらなければならぬと思っております。
確かに、販売方法につきましては会計検査院
からいろいろと指摘を受けている点はございま
す。これについては早急に改善してまいりたい、
こう思っております。

○野坂委員 いろいろ抗弁はされますけれども、
隨意契約の中でも、いま私が秋田杉の問題を例に
あげましたように、七二%のうちに非常にりつ
ばなものも相当あるのです。だから、私は、あな
たは何でも把握していますかと最初に聞いたので
す。そういう点については、それは林野庁長官と
いえども万端の神でないから、何でも掌握してお
るわけではないと、腹の中では思っておられると
思うのです。しかし、これはいま私が言うこと
じゃないのです。何年間も続いているのですから
ね。だから、あなた自身も変に思われますよ。だ
から、そういう点については、公明正大、明快に
するために、そういうことをきちんとしていただ
けませんか。
これをたとえ指名競争入札もあるいは隨意契
約の数量も合わせて一般競争入札方式で計算をし
ますね。これは単純計算で、あなたが言われるよ
うに、良質な木材も悪質な木材もあるのだから、
いろいろ語弊がありますが、一年間で四百五十億
円も差が出るのですよ、いま私が読み上げた数量
計算だけでも。

そうすると、たくさんに——もちろん平面的な
計算では、単純計算では違ふのだということはお
も承知なんです。しかし、大きな矛盾をはらん
でおる。そして林野行政をさらに突き詰めて進ま
なければならぬ。しかも林業労働者は泣いてお
る。もうけておるのはいくらだのかということ
が問題として大きく浮かび上がって、政治不信に
つながってくる。しかもその元凶は国有林にもあ
るというところになれば大きな問題ですから、これ
は来年度中にそういう公正で国民が納得できるよ
うな説明と施策を必ず出していただきたい、こう
思います。どうでしょう。

○福田政府委員 その点はまことに御指摘のと
おりでございます。特に隨意契約の販売材につきま
しては、会計検査院の指摘を受けておるところも
ございします。特に用途指定材についてそういった
問題があるというところは承知いたしております。
その点につきましては、ただいま先生の御指摘が
ありましたように、速急に改善計画を実施したい
と思っております。その案の一部につきましてはす
でに実施しているところもございますけれども、
抜本的に改めてまいりたい、こう思っております。

○野坂委員 それでは、この間、六月の七日と五
月の十日に、福田林野庁長官がおいでにならな
く、林政部長からも外材輸入の問題について私
はいろいろお話を聞いたのです。特に去年の十一
月ごろからことしの三月にかけて、私たち山陰こ
とばでいう、ほらんなどもうけを商社の皆さんがし
ておった、膨大な利益を得ておった、不当な利得を
得ておった、こういうことを指摘してまいりまし
た。その点については、林政部長も長官にかわ
って林野行政の貧困を嘆いた答弁をされました
これについていまも、たとえば入札問題について
林野庁長官は明快にすることでありました
が、この外材についても、たとえばフィリピン等
は輸出規制をする、やめる。あるいはカナダ等は
製品でなければ送らない、こういうように状況が
今日変わりつつございます。たとえばラワン

材、私たちがボスターを張るベニヤ板ですね、あ
いいうのも百五十円程度だったのですが、一時四
百五十円になってまた二百九十円までなったので
すが、最近また一枚が四百円もするようになって
きました。私たちは、外国の木材の輸出規制とい
う姿がさらに上げを非常にあふておる、こうい
うふうになさる思われるわけでございます。今日、
業者を十分指導するというところであります。それ
ども、その指導は徹底をして、このようにソ連材
がたとえば九千八百円で輸入して一万八千九百円
で売り、アメリカの米ツガが去年の十二月は一万
七千円のものに二万四千円にも売った。こういう
うにおそらく五〇%から一〇〇%の利益を得てい
るということがあるのでありますから、そうい
う点についてはどのような対処をしていらいし
やるのですか。

○平松説明員 ただいま先生御指摘のように、外
材につきましては輸出国のほうでも木材が不足物
資であるというふうな観念がかなり行きわたって
おりますし、またアフリカ等で輸出規制をする
ということから、ヨーロッパあたりでも不足をする
というところで、東南アジアに買いに出るというよ
うなことでもございまして、先生御指摘のように、
外材の需給というものは一ころと比べますとかな
り窮屈になってきておるという実態にあるわけで
ございします。昨年の十一月からことしの三月くら
いまでの間における外材の輸入価格と国内の価格
との関係につきましては、当時の需要主導型の価
格高騰でございしましたために、外材九太の輸入価
格はそれほど上がったというふうなことがございま
す。これは年々契約でございしますので、その間にかなり開
きがあったというところで、先生御指摘のような利
益を生んだという実態があったわけでございます。
その後、需要がある程度鎮静をいたしました
関係もございまして、四月以降製材価格は鎮静を
いたしましたわけでございます。

とで、国内における丸太と製材との関係につきま
しては、むしろ物によっては向こうで仕入れた価
格ではこちらの製材価格では赤字が出るという
ところまでまいったというふうなこともあったわけ
でございますが、最近また建設の需要期になつて
きたというところもございまして、多少値上がり
してまいっておりますけれども、昨年の秋からこ
としの三月までの価格に比べますと、まだ外材に
よる製材につきましてはかなり下回った水準にあ
るというふうな実情にあるわけでございます。
私どもは、先般私がお答え申し上げましたよう
に、昨年の秋からことしの春にかけての木材
の取引における暴利というふうな形のものにつ
きまして、輸入商社はもちろん、取引をいたして
おります流通関係の業者にも十分指導を行なつて
まいりましたし、またその後投機防止法もできて
おりますので、そういう非常の際にはその法律も使
うというふうな形で対処をしてまいりたいという
ことでもございします。

最近の合板の価格の上昇につきましては、先般
私どもで合板の業界の代表を呼びまして厳重に注
意を喚起したところでございします。
○野坂委員 誠意をもって善処をしておるとい
うことですが、そういう注意をされて値段が下が
ったような傾向を見せておりませんが、注意されて
具体的にどういうふうな実績が上がりましたか。

○平松説明員 先ほどお話し申し上げましたよう
に、昨年の四月ごろから製材価格は下落をいたし
ましてかなりなところまで下がったわけござい
ますが、このつゆ明けから建築の需要期に入つた
というところで多少上昇いたしましたけれども、こ
れは例年季節的な変動というふうな範囲に入り得
るのではないかとはいふふうにも考えるわけでござ
います。何ぶん先般の上昇のあとでございします
ので、私どももいたしましては、極力その上昇を抑
えるというふうな形で指導をしてまいっております
ので、昨年の秋からことしの春にかけてい
わゆる思惑と申しますか、仮需要と申しますか、
そういうふうな形による価格の上昇と申します

まれば、これはもう当然実施をしていくべきもの
だと思ひます。

○野坂委員 最後に、要望しておきます。

坂村理事から時間を非常に制約を受けておりま
すので、この際終りたいと思ひますが、今日の
森林、林業というものについては、木材資源の生
産、そういうものと、農林大臣がおいでになる前
にいろいろ論争いたしましたように、水資源の涵
養とか国土保全とかあるいは環境の保全、こうい
う公益的機能と両面持っております。そういう意
味で、この資源——水、空気というものを十分配
慮をされて、国内の森林行政というものを強く進
めていただくと同時に、この基幹になる労働者の
労働条件を改善するという約束をいただいております。
また、これと相まって、過去四十六年の林業決議
というものに触れたいと考えておりましたけれど
も、これについて時間がなくて触れることができ
ません。いずれ機会を改めてこの実施を迫りたい
と思ひますので、それまでに完全実施をしていた
だくように強く要望して、私の質問を終わります。

○佐々木委員長 津川武一君。

○津川委員 ただいまの野坂委員の質問に対する
林野庁長官の答弁にかなり気になることがありま
すので、この点だけ一点触れてみたいと思ひま
す。

国有林野の払い下げに対しては、後日中川委員
がかなりきびしく民主的な払い下げについて質問
いたしましたけれども、この間木曾谷の国有林野地
帯を地域の人たちと一緒に歩いてみて痛切に感じ
ましたのは、あの地域の国有林野はあの地域の人の
生活に密接に結びついて不可分である。あそこ
の木曾谷十萬の住民は、国有林野を抜きにしては
仕事が生きておられない、それほど深く結びつ
いているわけでありました。したがって、この国有
林野の払い下げや活用に対して非常に大きな関心
を持ち、命をかけておる。

こういう状態のときに、林野庁長官の答弁で非
常に心配になる点は、あれを育ててきた、あれと

関係してきた地元の人、地元の木材、木工の関係
業者、ここを中心にお払い下げるべきである、こう
いうことであります。したがって、国有林野
事業特別会計法の中においても——施行令の第二
十七条の四、隨意契約の二号を説きます。「国有
林野の所在する地方において製材又は木工を主た
る業務とする地元工場で、当該国有林野の経営と
相互に密接な関係を有するものを保護する必要がある
場合において、当該国有林野の立木を、製材
用又は木工用として直接に、その製材又は木工を
営む者に売り払う」これが隨意契約であります。
このことは、あの地帯においても、秋田におい
ても青森の現地においても、全く欠かすことので
きない立場で、これが侵されそうなるに聞こえ
る返事だったので、この点を尊重しこれを積極的
に進めていく必要があると思うのですが、いかが
でございますか。

○福田政府委員 御指摘のように、木曾谷の十萬
の住民のことを考えて、またあそこに、木工業を
中心としてきわめて零細な人たちが百数十軒ある
わけでございます。また、営林署がそれに対応し
て十一営林署あるわけでございます。秋田の北部
も大体そういうことで似たような状態にあるわ
けでございますが、やはり先ほどの質問にお答え
しましたように、一般的な公売ということ、それ
から、従来の慣性による隨意契約は非常に問題が
指摘されているわけでございます。この国有林
の改善計画の中では、販売改善が重点的な大きな
柱と考えております。

したがって、端的に申し上げますと、やはり国
有林というのは、そういう木曾谷の地元の住民の
皆さん、また地元において工場を営んでおる零細
な木工の人たち、これは構造改善を考えながらそ
れを重点に考えていかなければならないと思うわ
けでございます。

したがって、隨意契約と申ししましても、個々
の業者に対する販売契約じゃなくて、全体として
そこが育成されていくような方法を考えるべきだ
と思ひます。したがって、この販売改善の中

の一例といたしましては、一般公売といたします
と木曾谷以外から、たとえば愛知県とか岐阜県か
ら相当大量に入っております。そこでこれを防
止する——防止するということがば適切であるか
どうかかわりませんが、地元のためを考えまし
て、その地区だけに限った公売というような措
置をとっておりますし、秋田におきましても一定
の——秋田の業界というのを見ましても、やはり
そういう零細な人があると同時に、また大規模な
人もございます。ですから、この販売の方法につ
きましては、ある一定規模以下の人たちのことを
考えての売り方というのを限定公売の一つとして
考えてまいりたいと思っております。

そういう形等を考えて、その地元の工場全体が
構造改善をしながら将来栄えていくという販売方
法をとってまいりたい、こう考えておるわけでご
ざいます。

○津川委員 農林大臣、いまの長官の答えはほん
とくにそのとおりで、そうしなければいけないと
思うのです。ところが、長官の説明の中にも出た
とおり、あの木曾谷に岐阜県もしくは名古屋、この
かなりの者が入ってきて、公売入札のときに大部
分を持っていつてしまつて、地域関係者、地場
産業の人をふるえ上らせているという状況なん
です。櫻内農林大臣、こういう点で、いままで山
林を育ててきた地元の関係者の立場から、木工を
育てていくということがはしくも林野庁長官か
ら出ましたが、非常によかったと思ひます。大
臣もこの点について決意があるかと思ひます。大
臣、伺わせていただきます。

○櫻内閣内務大臣 入札の方法につきまして種々御
論議もあり、あるいは会計検査院の御指摘もござ
います。ただいまお示しになりましたような限
定公売の必要性もまた認めておるものでございま
して、その点は地域地域の実情に応じて考えてま
いりたいと思ひます。

○津川委員 そこで、この前の質問でまだ問題が
解決されない点を……。

今度の改正案の第十條の二の二項の一、二、三
についてありますが、これは林野庁から企画課
長が私のところに見えまして、かなり詳しく説明
してくれました。立法の趣旨も説明を聞いてい
ると私にもわからないわけではありせん。しか
し、ここは国会の委員会なので、この十條の二の
二項の運営に対してはやはりかなり心配がござい
ますから、議事録にも載せておかねばならぬ
と思ひます。

私はこの間、十條の二の二項の二で「災害を
生ぜざるおそれがある」とときはこれを除いて認可
しなければならぬ。ところが、三で、環境を悪化
させるおそれがあるときは、「著しく」がついて
いるので、「著しく」を除くと、認可しなければ
ならなくなるわけなんです。したがって、何で二と三
にだけ「著しく」をつけて、災害を生ぜざるお
それのあるときは「著しく」をつけないか、こ
ういうことを質問して林野庁と農林省の統一見解
を求めたのでございますが、農林大臣、この点い
かがでございますか。その後皆さんで論議されたで
しょうか。まず農林大臣にその事実があるかどう
かを聞いて、統一見解を答えていただきます。

○櫻内閣内務大臣 よく検討をいたしました。そし
て、これはなかなか表現もむづかしい点ござい
ますから、ひとまず林野庁から統一した見解を申
し述べさせていただきますので、お聞き取り願ひたいと思ひ
ます。

○平松説明員 先生御指摘の、一号、二号、三号
とあるわけでございますが、一号のほうは災害が
発生するというところでございまして、二号、三号
は「著しく」ということばがついておるので、二
号、三号にどうして「著しく」ということばがつ
いたかというお話でございます。文書をごらんい
ただきますと、一号の「災害」ということばがご
ざいます。災害ということばは、それ自身が生
命、財産に影響を及ぼすと思ひます。生命、財
産に危険を及ぼすというふうな形のものであると
いうことでございまして、片方は「環境」あるい
は「水資源」ということで、そこをところで影響
を及ぼすというふうな形のもをもし災害と同じ

程度のもので表現するといえます。水資源の場合は枯渇、環境の場合は破壊というふうな形の表現を使うといえます。『著しく』という表現なしで済むという形のものではなからうかと思えますけれども、通常の用語に従いまして水資源の確保と環境に影響を及ぼすというふうな形にいたしたものでございますが、そのことについて「著しく」という形のものを付けたということでございます。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

○津川委員　そこで、もう一つは、この十条のところで、開発するときに、国有林野はいわゆる十条の認可を受けなければならぬという開発行為からは除外されるわけです。そこで、国有林野の実態を見ると、『著しく』をつけてあるとやはり不安がある。水資源の涵養を障害するおそれがある場合は許可しなければならぬ、環境保全をそこねるおそれがある場合は許可しなければならぬ、この読みかたでござい。そこで、次の三号に該当するものは許可してはいけないというならば、ある程度まで乱開発を阻止できる効果が出てくるのじゃないか。強引な人が出てきて、水資源の涵養を障害するおそれがないと自分から言ってきた申請した場合に認可しなければならぬ、こういうことになる心配があるのです。

きょう理事会で長沼裁判のことを問題にしないことにしたので、後刻また理事会で相談して適当な場所ですけれども、現実には長沼なんですけれども、あれを解除するときの申請書を見ると、公判の申請書に基づいて調査した調査項目によると、『保安林解除調査』技師真鍋鉄雄「昭和三十一年六月三、四、四十年九月六、十八日、四十年八月十九日の集中豪雨で排水施設不備による道路の一時的水害があったが特記するほどの被害はない。このように現実に被害は、施設をつくらず、ダムをつくらず問題は解決したと言っ

ているが、公判の判決が出た次の日の日本農業新聞を見た、土田栄さんという水田一ヘクタールを耕作する農民も、『同地では、八月十八日から十九日にかけて百三十三ミリ、二十二日から二十三日に五十六ミリの雨が降ったが、土田さんが、二十三日午前九時ころに見回ったところ、』この新聞では一・五ヘクタールが冠水しておったというが、私たちの党の多田議員が現地に行つて調べてみたら、二ヘクタール以上冠水しているのです。これが実態なんです。保安林を解除するとき、国や県がとった態度がこのとおりなんです。こういう場合に、これは著しく水資源に影響しないから許可できるということになると、こういう状態がこれからはよくある法律でできていく心配があるわけです。したがって、専門家なり、かなり善意の世論なり、長いことそこに住みついている人たちの意見、そういう関係者の意見が、これは『著しく』でなくてその『おそれがある』と心なだけども、この長沼の実態を見たときに依然として心配があるわけです。ダムをつくらず、けれどもお水漏れしている。それを保安林解除をしている。この場合、これは国有林だから、民有林がこのような状態にあるときに、『著しく』とついているために許可しなければならぬ。そういう心配が具体的にあらわなわけです。したがって、農林大臣がこの議事録に載せることによって、そういう場合はとめる、断固としてそれでいくということがあらわな問題に別です。この点はいかがでございますか。

○平松説明員　私どもは、今回の森林法の改正案におきましては、森林法には御存じのとおり保安林制度というものがあつたわけでございまして、今回規制の対象にしようといつておられますのは、保安林以外の普通林でございます。普通林について規制を加えるということでございますので、これは森林の所有者が、社会通念上所有権の内在的な義務として受忍すべき範囲の規制、つま

り開発行為をすることによって社会的に迷惑をかけるというふうな形のもので、その森林を所有する者としてある限度を越えればやめてはいけないのだというふうなところで、それを越してやるといふものについては規制を加えていこうということでございます。そういうふうな受忍の中にまじり立ち至って規制をするという森林につきましても、これは私どもは当然保安林として運用してまいるべきものであるというふうに考えておるわけでございまして、

そういうふうな前提に立ちまして、森林法の体系といたしましては、保安林の条項をあらわにいたしますと、許可権者が任意に運用しないようにということに『許可しなければならぬ』というふうなことで、たとえ保安林の解除の二十六条一項であるとか、あるいは作業許可の三十四条五項であるとかいうところに出ておるわけでございまして、そういうものと平仄を合わせまして、今回の普通林の開発規制について『許可しなければならぬ』というふうな言い方をとつたわけでございます。

そういう点につきまして、先生御指摘のような形でそういう事態が起こることについてどう考えるのだというお話でございますけれども、その点については、私どももいたしましては、たとえば水資源の涵養にいたしましては環境の悪化にいたしまして、行政基準と申しますが、許可基準にわたる行政指導を行なうというふうなことで対応をしたいと思います。また個々の案件については都道府県の森林審議会にはかるという形のもので義務づけるといふようなことで、規模にもよりますが、そういうふうな形のもので対処していくというふうなことにございまして、いま先生が危惧しておられるような形の弊害が起こらないというふうな運用をしてみたいというふうなことを考えておるわけでございまして、

○津川委員　答弁は、保安林と普通林から、民有林の規制があるからいい。これは保安林の規制があるからいいと言いますが、保安林を認めてみま

しょう。これは森林法の第二十五条「農林大臣は、左の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。その中に一、水源の涵養、二、土砂の流出の防備、三、土砂の崩壊の防備」その次は「十、公衆の保健」こういうものがございまして、これといま皆さんが提案しておる一号は土砂の流出、崩壊、二号は水資源の確保、三号は環境の保全、内容はどれも違つていません。その点で、保安林と民有林から差しかえないなどと言つては事があるまい。保安林と同じ内容を持つていえることは言える。

そこで、この間ここで質問してから、私はもう一回問題の岩木山の登山道路の実態を見に行きました。これは、皆さんの保安林解除のときの弘前大学の酒井軍治郎という地質学の教授の診断書が出ています。これは三十七年、その診断書は何を診断したかという、これは登山バス行路の安定性について診断した。診断の結果「本予定路線の地盤地質は一応安定している、だから開通してよろしいだろう。ここには水資源のこと、一言も鑑定していません。ここには国土の保全のこと、一言も鑑定していません。ここには環境保全のこと、一言も鑑定していません。したがって、だいたいうぶだという診断書を出した。もう一回私は行って見ました。ひどかったです。登山バスの両側に赤土と岩石が露出し、草木がはえていることができないところがある。保安林解除の申請のときに、捨て土がなくなるといふこと、この間も話したミチノコザクラという植物がなくなつていて、ケイブルの下に保安を解除しました。その下は植えたのだけれども、冬のあの寒さで全部根が死んでしまった。どうしても根がはえない。ケイブルに乗っていく人がガムや何かを落とす。ネズミが来る、カラスが来る。たいへんな状態です。こういう状態を皆さんのところで、この保安林解除をやっているのです。だからこそ、

保安林解除をやっているのです。だからこそ、

この項目が、皆さん出してきた「著しく」が私は心配になる。

そこで、見てみたら、こういう形で保安林が解除になっているわけです。そうすると、この解除された保安林の中には、水資源のことも保安林だからあるけれども、環境保全、ここでは、保安林の項目は「保健」ということを書いてある。生物の生態の変化なんて一言も半言もいってない。今度はこの法案で生物の生態が出てくるとすれば、やはり心配なのは、いままでもやってきた態度からいうと、あぶなくてしょうがない。

そこで、もう一つ今度は具体的な質問になってくると、こういう形でいまこの法案の趣旨に出てくる環境保全や水資源の保全ということを一問題にならないときにこの保安林が解除されているところがたくさんある。そこで水資源が破壊されている。そこで環境が破壊されている。いままでもやった保安林の解除の部分で、こういう立場でもう一回見直す必要じゃないか。現に、三十七年に解除したものが、今度は保安設備をしなければならぬので、過去において保安林解除をしたものを、いま皆さんの提案しているこの立場からもう一回見直して、必要な関係者に、この環境保全、水資源保全という点で改善を命ずるか協議するか、そのために必要な処置をとらなければならぬ、こう思ったわけです。まさにこの「著しく」という解釈、おたくの企画課長が一生懸命私に説明してくれた、そのときわかったような気がする。だけれども、このことはどうしても委員会の議事録に載せておかないと、あとで問題が起きたときに私は事が済まないと思うのです。この点、岩木山の実態をどう直していくのか、こういう場合があるの、すでに保安林を解除したものをもう一回点検し直す必要がある。その立場から教訓を見直して、この十条の二の二項というものを検討する必要がある、いかがでございますか。

○平松説明員 今回の森林法の改正によりまして、普通林の開発規制をするというふうなことをやるわけでございます。その点について私は一歩前進であると考えておるわけでございますが、先生御指摘のように、保安林制度の運用という点につきましても、この機会にもう一べん振り返ってみたい必要があるというふうに考えるわけでありまして。

と申しますのは、一応保安林として必要なものについては保安林の指定を終わらせたというように考えておるわけでございますけれども、その後の社会、経済情勢の変化もございまして、いままでもに終わりました保安林の指定のほかに、またさらにたとえば四十七年の災害の際に、災害多発というこの原因を探るために調査をした、そういうことからくる保安林の指定の必要という問題もございまして、先生御指摘のような問題もございまして、そういう意味から保安林制度の運用についてもいまだ一度検討してまいりたいというように考えております。

○津川委員 林野庁長官、いま林政部長が言ったように、岩木山の登山道路を調べて、水資源の係で、国土保全で、環境保全でどのくらい問題があるか調べて、必要なことを林野庁と弘南バス両当局で相談して直して、そういうことによつて、すでに解除した保安林点検の一つの例をやってみませんか、いかがでございますか。

○福田政府委員 御指摘の点は具体的な問題でございまして、さうすぐ管轄の営林局に調査させまして、対策を講じてまいりたいと思っております。

○津川委員 まだ明確な答弁が得られないので、この法案が採決になるころ、もう一回若干の点を押しの点を農林大臣それから林野庁長官にすることを、私、留保しておいて、きょうは少し時間を余して質問を終わります。

○佐々木委員長 この際、小委員会設置に関する件についておはかりいたします。すなわち、小委員十三名よりなる、いも、でん

粉等価格対策に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長より指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、委員長は小委員に

金子 岩三君 飯谷 忠男君
佐々木秀世君 坂村 吉正君
丹羽 兵助君 安田 貴六君
山崎平八郎君 角屋堅次郎君
美濃 政市君 湯山 勇君
諫山 博君 瀬野榮次郎君
神田 大作君

以上十三名の方々を指名いたします。

なお、小委員長には坂村吉正君を指名いたします。

次に、小委員及び小委員長の辞任の許可及びそれに伴う補欠選任、委員辞任に伴う小委員及び小委員長の補欠選任並びに小委員会におきまして参考人の出席を求め意見を聴取する必要がある生じました場合は参考人の出席を求めることとし、その人選及び出席日時その他所要の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明十二日、水曜日、午後二時理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十分散会

農林水産委員会議録第三十号中訂正

段行 訂 正
一 三 荒木萬壽夫君 大久保武雄君外 一名紹介

同 第三十二号中訂正

段行 訂 正
一 二 荒木萬壽夫君 大久保武雄君外 一名紹介

昭和四十八年九月二十一日印刷

昭和四十八年九月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局